

保安処分構想から医療観察法体制へ

—日本精神保健福祉士協会の関わりを中心に—

立命館大学大学院先端総合学術研究科
先端総合学術専攻一貫制博士課程

ヒザワ ヨシヒコ

樋澤 吉彦

本研究は、日本における保安処分制度成立の機運に対して強固に反対の立場を堅持してきた精神保健福祉分野のソーシャルワーカー（PSW）の職能団体である「日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会」（現日本精神保健福祉士協会、以下、協会）が、その構造的類似性から一種の保安処分と同定できる「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（2003（平成15）年7月成立、以下、医療観察法）に対して実質的に関与するに至った過程について整理検討を行うことを通して、PSWの医療観察法への関与の正当化論理及びその鍵概念となる本法における「社会復帰」の意味について明らかにすることを目的としている。

第1章及び第2章では保安処分の概要及び日本における保安処分の歴史について整理した。そのうえで、①保安処分の要点は「危険性の除去」が主目的であること、②対象として想定されていたのは検討初期の段階から精神障害者であり、特に戦後、保安処分に対しては精神神経学会をはじめとする反対運動を勃興させたことの2点を指摘した。

第3章及び第4章では協会の保安処分に対する「対抗」と方針変更の過程について整理した。そのうえで、①協会は1970年から80年代初頭の保安処分に対して強固な反対運動を繰り広げたが、それ自体保安処分的な性質を内在していた日本弁護士連合会による要綱案に対してはPSWの活用が明記されていたこともあり曖昧な態度に終始したこと、②同時期に勃発したPSWの保安に主眼を置いたうえでの強制性を顕在化させた事象を通して協会は「対象者の社会的復権と福祉のための活動」という「使命」を導出し、自らに内在する保安処分的な性質との折り合いをつけたこと、③2000年代以降、協会は医療観察法に対して積極的に関与する姿勢へと「迷走」しながら徐々に方針変更していったことの3点を指摘した。

第5章及び第6章ではPSWの本法への関与の正当化の鍵概念となる、本法における「社会復帰」について検討した。PSWが「権能」として有することになった本法における「社会復帰」とは、本法対象者が再び同様の行為に及ばない物理的環境下で生活し続けることを指す。ここで言う物理的環境とは本法における医療の受療を指し、「本法における医療」とは本法における医療を受け続けるための強制力を持った措置であることを明らかにした。